

平成29年度 伯耆町有線テレビジョン放送番組審議会

と き 平成29年12月19日（火）

10:00～

ところ 伯耆町役場本庁舎2階 応接室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 役員選任

会長・副会長の選任

4. 報 告

(1) ケーブルテレビ加入状況

(2) 番組の放送状況

(3) 平成29年度番組モニターについて

(4) 視聴者から寄せられた意見

(5) 訂正放送の実施状況

(6) 放送事故

(7) 放送の高画質化（HD化）について

(8) F T T H化の取組みについて

4. 議 事

(1) 自主放送番組について

(2) その他

5. その他

平成29年度 伯耆町有線テレビジョン放送番組審議会 出席者名簿

審議会委員の任期：平成29年7月1日～平成31年6月30日

(順不同)

役職	氏名	備考
番組審議会委員	田中 治伸	学識経験者
番組審議会委員	秋田 寿江	商工会女性部代表
番組審議会委員	車 睦宏	農業委員会会長
番組審議会委員	小澤 敦彦	伯耆町学校校長会
番組審議会委員	濱田 真代	学校支援コーディネーター
事務局	森 道彦	伯耆町役場企画課長
事務局	木村 利郎	〃 企画課町づくり推進室長
事務局	白根 史雄	〃 企画課町づくり推進室副室長
事務局	日置 祥二	(有)メディア・テック(番組制作事業者)

※番組審議会とは

放送法により、放送事業者が設置しなければならない機関であり、伯耆町においても条例規則等により、設置を定めている機関。

※主な審議内容

- ・放送番組基準の策定及び変更
- ・番組の試写視聴及び感想
- ・番組に対する意見苦情の概要
- ・訂正放送の実施状況 など

3. 報告

(1) ケーブルテレビ加入状況

①加入状況（平成29年11月30日時点）

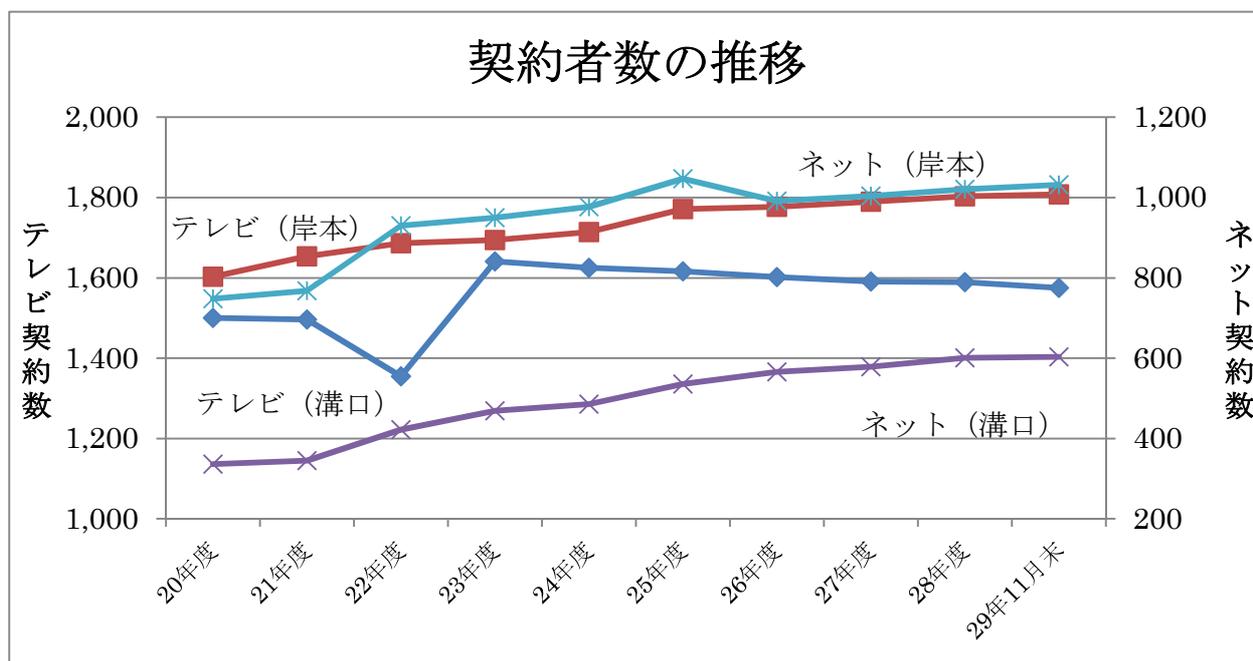
- ・加入件数：3,610件（事業所を含む中海テレビ加入件数）
- ・世帯数：3,827世帯（H29.12.1現在 住基登録世帯数）

テレビ加入件数

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	H29.11月
溝口	1,496	1,355	1,641	1,625	1,616	1,602	1,591	1,589	1,575
岸本	1,654	1,686	1,694	1,714	1,771	1,777	1,790	1,803	1,808
合計	3,150	3,041	3,335	3,339	3,387	3,379	3,381	3,392	3,383

インターネット加入件数

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	H29.11月
溝口	345	422	469	486	536	566	579	601	603
岸本	768	930	950	977	1,047	991	1,004	1,021	1,032
合計	1,113	1,352	1,419	1,463	1,583	1,557	1,583	1,622	1,635



②加入コース内訳（平成29年11月30日時点）

	多チャンネル	再送信	ネット	電話	加入件数
溝口	1,006	569	603	726	1,706
岸本	1,660	148	1,032	1,239	1,904
合計	2,666	717	1,635	1,965	3,610

(2) 番組の放送状況

- 番組の放送計画と放送状況

- 自主放送番組（コーナー番組）

- 平成29年度からの新番組について … なし

(3) 平成29年度 番組モニターについて

募集期間：平成29年3月24日～平成29年4月25日

応募者：なし

周知媒体：文字放送、防災行政無線、ホームページ、広報4月号

※次年度のモニター募集は、平成30年3月から行う。

(4) 視聴者から寄せられた意見 … なし

(5) 訂正放送の実施状況 … 前回の審議会以降、訂正放送は実施していない。

(6) 放送事故

種別	内容	件数
重大事故に準ずる事故	2時間以上の停波 かつ 影響が500世帯以上又は視聴者の過半数	0件
軽微な事故	以下の①～③のいずれかに該当する場合 ① 地デジ・コミ chのうち1chが5分以上の停波 ② ①以外のchが30分以上停波 ③ 影響が500世帯以上又は視聴者過半数	0件

期間：H28.12.21～H29.11.30まで

(7) 放送の高画質化（HD化）について 比較映像あり

ケーブルテレビのベーシックチャンネルにおいて、本町の地域チャンネル（113ch）のみがSD放送（アナログ放送画質相当）であり、視聴者から画質の改善が要望されていたことから、地域チャンネルのHD化（ハイビジョン）を行った。

○切替日 平成29年2月15日

(8) FTTH化の取組みについて

4. 議 事

(1) 自主放送番組

●企画番組（試写）

①平成29年9月22日（金）放送 15分26秒

番組タイトル **ぶらぶら探伯者** たんぼうき 上半期総集編

【 メ モ 】

(2) 番組の放送状況

項目等		年間計画		放送の状況												
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ニュース	月～金曜日放送 【1日、2～3本程度(7分)】	H29	585本	57	51	53	51	50	50	51	48					411
		H28	633本	55	49	53	42	50	47	55	51	44	43	43	53	585
ニュースハイライト	月～金のニュースを 土、日にまとめて放送	H29	52本	5	4	4	5	4	5	4	4					35
		H28	51本	5	4	4	5	4	4	5	4	4	4	4	4	51
企画制作A (15分未満)	平日のコーナー番組 (ピックアップ伯耆、HCT特集等)	H29	111本	8	11	9	10	12	8	13	13					84
		H28	114本	9	11	8	11	15	9	9	11	10	11	10	10	124
企画制作B (15分以上)	土・日の長尺番組(運動会、発表会、講演会等)	H29	109本	6	10	4	6	4	7	6	8					51
		H28	100本	7	6	5	6	3	3	8	6	13	10	13	5	85
議会放送	6・9・12・3月議会、 一般質問	H29	34本	6	0	4	4	0	5	5	0					24
		H28	32本	7	0	6	1	0	6	6	0	3	3	0	6	38
その他(学校・小等)	健康レシピ、とくとく情報 等	H29	155本	17	15	13	7	11	9	5	15					92
		H28	60本	17	9	14	4	2	10	13	21	12	10	23	16	151
文字放送	役場・各種団体等からの 文字によるお知らせ	H29	700件	63	58	75	61	46	48	62	65					478
		H28	700件	52	55	82	60	62	68	45	50	55	73	79	44	725

伯耆町有線テレビ自主放送コーナー紹介(平成29年度の番組)

①ピックアップ伯耆



放送日 月曜日
 内容 役場や行政機関から、旬な情報やイベント、各種手続きなどを紹介
 内容例 予算の概要と財政状況、伯耆町の子育て支援策、
 ごみの分別方法、住民健診、補助・助成金制度のお知らせ など

②あの時あの頃



放送日 火曜日
 内容 過去のニュース映像から思い出の映像を放送
 内容例 8年前の同月に放送した映像を放送

③ワクワク子育て応援隊 ～すくすくほうきっこ～



放送日 火曜日
 内容 子どもや保護者が気軽に見て学べる子育て応援番組
 内容例 運動、手遊び歌、親子体操、簡単な工作、
 子育てお悩み相談、町の支援策のお知らせ など

④レクばん



放送日 水曜日
 内容 町内のアーティストや達人たちにその技術を教わる
 内容例 小物づくり、凧づくり、おもちゃづくり、ほうき体操 など

⑤ぐるっと知っ得



放送日 木曜日
 内容 ホッキー君が町内外の施設やお店、イベントを紹介
 内容例 花回廊のイルミネーション、砂の美術館、バーガーフェスタ、
 滝と名水を巡る旅、大山ものづくり学校 など

⑥HCT特集



放送日 木曜日
 内容 町内のトピックスや住民の取り組みなどを紹介
 内容例 オレイン55の秘密、日光小の跡地利用を考える など

⑦ぶらぶら探伯耆(たんぼうき)



※平成28年7月開始
 放送日 金曜日
 内容 おもしろい人やイベント、おいしいものなど、地域の魅力を紹介
 内容例 福永の菖蒲祭り、添谷 夏の軽トラ市 など

⑧勝手に探Q新



放送日 金曜日
 内容 気になることをアナウンサーが徹底調査
 内容例 ハチミツ採取体験、涼を求めて大内・添谷の滝へ、
 上細見に伝わる田植え唄、大内のナメクジ山 など

町議会全員協議会
平成29年3月1日
提出課：企画課

伯耆町有線テレビ伝送路設備のF T T H化について（説明）

1. 現状

本町のケーブルネットワークは、溝口地域では平成16年3月から、岸本地域では平成16年10月からH F C方式（幹線：光ファイバーケーブル、枝線：同軸ケーブル）によって放送、通信サービスが提供されている。

岸本地域の一部（幡郷、大幡地区の一部）では、平成26年9月からN T T、(株) 中海テレビ放送によって光通信によるサービスが開始されたことにより、岸本地域では、人口の60%以上が超高速通信網でカバーされている。

それ以外の地域では、引き続きH F C方式によるサービスが行われている。

放送事業は、平成32年に開催される東京オリンピックに向けて4 K・8 K放送開始など、テレビ映像の高画質化に向けた対応が進められてきている。また、通信事業については、高速・大容量のインターネット通信が可能となる超高速ブロードバンド接続環境の整備が進められている。

本町有線テレビにおいても、こうした放送の高画質化、超高速通信網を町内全域で整備していくことが必要になっている。

2. 基本設計の概要

(1) 基本方針

町内全域で同程度の放送、通信サービスを提供することができる環境を確保するため、現行のH F C方式からF T T H方式（放送事業者から加入者宅までを光ファイバーケーブルでつなぐ方式）に変更する。

(2) 確保する環境

伯耆町内の(株) 中海テレビ放送自設エリアのサービスと同等のサービスを町内全域で行うことのできる環境とする。

①放送サービス

・地上デジタル放送

（NHK教育、NHK総合、日本海テレビ、山陰中央テレビ、山陰放送、区域外波）

・B S・C S放送

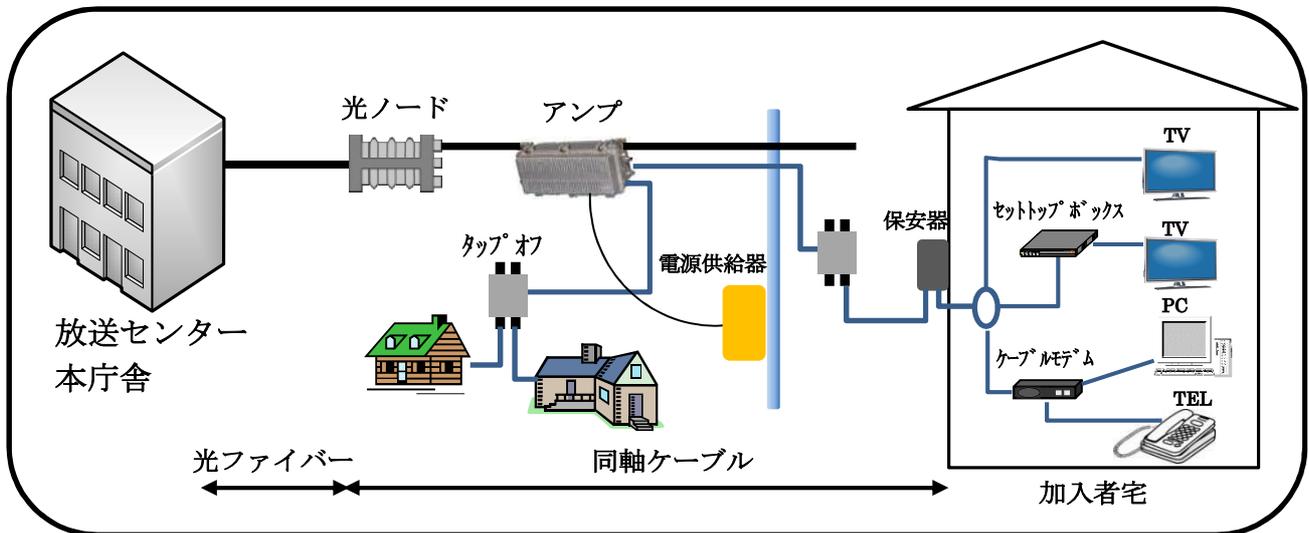
・自主放送（伯耆町チャンネル・中海テレビチャンネル）

②通信サービス

・超高速インターネット接続サービス

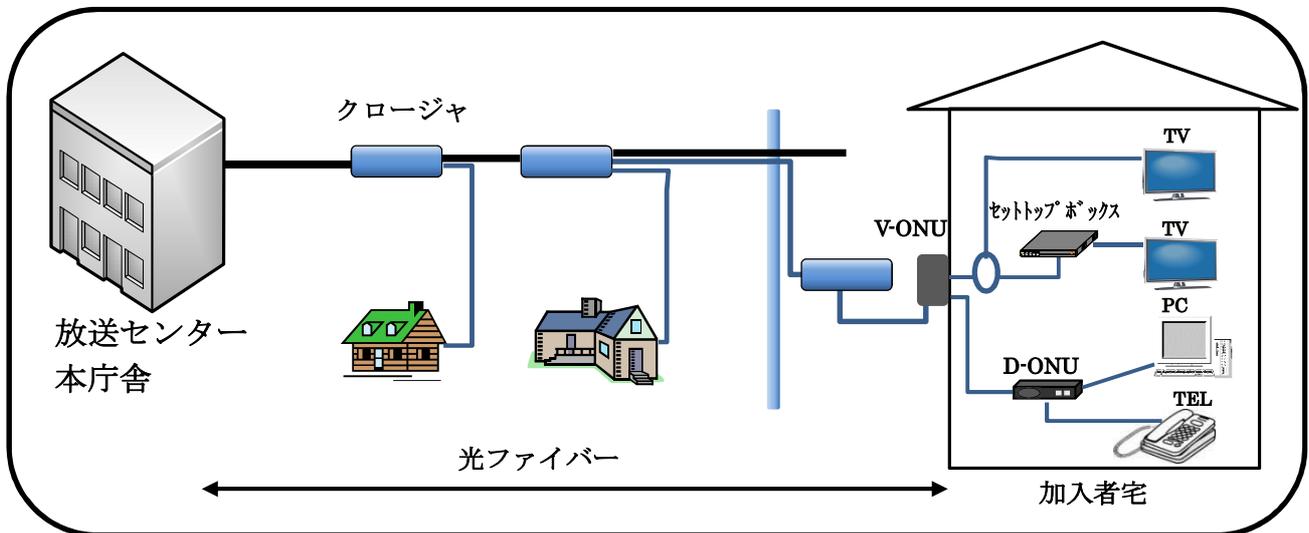
(3) 工事概要

既存のネットワーク (HFC)



光ノード：光信号と電気信号を相互に変換する機器
アンプ：電気信号が伝送ロスにより信号が減衰するため、信号を増幅し伝送距離を延長する機器
セットトップボックス (STB)：CATV用のテレビチューナー
タップオフ：各戸にケーブルを引き込むための分岐機器

整備後のネットワーク (FTTH)



クロージャ：光ファイバーケーブルを接続し、光信号を分配する機器
ONU：センター装置と通信を行う光回線終端装置。放送用と通信用に分かれ、光信号・電気信号間の変換等を行い、家電製品に接続するための機器

3. 概算事業費及び財源内訳

①実施設計（H29）

1)事業費

種 類	金額（税込）	備 考
設計委託料	19,440千円	
合 計	19,440千円	

2)財源内訳

種 類	金額（税込）	備 考
地方債	18,400千円	合併特例債（95%）
一般財源	1,040千円	
合 計	19,440千円	

②整備工事（H30～H31）

1)事業費

種 類	金額（税込）	備 考
伝送路・局内工事	262,116千円	
引込・宅内工事	129,492千円	
合 計	391,608千円	

2)財源内訳

	事業費（税込）	備 考
県補助金	2,706千円	合併特例債充当残（5%）×1/2
地方債	386,100千円	合併特例債（95%）及び過疎債（100%）
一般財源	2,802千円	
合計	391,608千円	

※上記の他、地方債償還元金に対する県補助（鳥取県超高速情報通信基盤整備補助金）の対象となる。

（地方債元金償還額－交付税措置額）×1/2＝補助額（57,915千円見込み）

4. 計画スケジュール

①運用開始予定 平成31年3月以降引込・宅内工事完了世帯から随時

②業務・工事のスケジュール

	H29年度	H30年度	H31年度
実施設計			
伝送路工事			
局内設備工事			
引込・宅内工事			

○伯耆町有線テレビジョン放送番組審議会規則

平成17年1月1日

規則第14号

改正 平成18年3月27日規則第4号

平成21年8月1日規則第7号

平成23年3月23日規則第1号

平成25年5月27日規則第11号

平成28年2月29日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、伯耆町有線テレビジョン放送施設条例（平成17年伯耆町条例第18号）第10条第2項の規定に基づき、伯耆町有線テレビジョン放送番組審議会（以下「放送番組審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 放送番組審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査及び審議を行う。

- (1) 自主放送番組基準の策定及びその変更に関すること。
- (2) その他適正な自主放送番組の制作に必要な事項

(組織)

第3条 放送番組審議会は、委員5人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 各種団体の長又は職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 放送番組審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、放送番組審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長が必要と認めるときは、会議にオブザーバーを置き、及び意見を聞くことができ

るものとする。

(会議)

第6条 放送番組審議会は、会長が招集する。ただし、半数以上の委員から要求があったときは、会長は放送番組審議会を招集しなければならない。

2 放送番組審議会の議長は、会長が当たる。

3 放送番組審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 放送番組審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 放送番組審議会の書記は、会長が任命する。

(庶務)

第7条 放送番組審議会の庶務は、企画課において行うものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日規則第4号）抄
(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月23日規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月27日規則第11号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成28年2月29日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

伯耆町有線テレビジョン放送番組基準

第一章 基本原則

(趣 旨)

第1条 伯耆町有線テレビジョン放送事業は、全ての町民の基盤に立つ公共放送の機関として、何人からも干渉されず、不偏、不覚の立場を守って、放送による言論と表現の自由を確保し、豊かでよりよい放送を行なうことによって、地域社会における産業の振興、公共福祉の増進と文化の向上を図る。そのために、次の各号に規定するものを基本原則とする。

- 1 基本的人権を尊重し、民主主義精神の徹底を図る。
- 2 教養、情操、道徳による人格の向上を図るとともに、合理的精神の要請に努める。
- 3 優れた文化の保存と、新しい文化育成、普及に貢献する。
- 4 公共放送としての権威と品位を保ち、町民の信頼と要望にこたえる。
- 5 災害などの緊急事態に当たっては、率先情報を提供して、人命財産を守り、災害の予防と拡大防止に寄与する。

第二章 一般放送番組の基準

(人権及び人格)

第2条 人権と人格を尊重し、個人や団体の名誉を傷つけ、信用を損ない職業を差別する恐れのあるものは取り扱わない。

(宗教、政治、経済)

第3条 宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し、公正に取り扱うものとする。

- 2 政治上の諸問題は公正に取り扱い、公職選挙法に基づく政見放送及び経歴放送は全ての候補者に平等に提供する。
- 3 経済上の諸問題で、町民に重大な影響を与える恐れのあるものは、慎重を期する。

(社会生活)

第4条 社会生活の安定を図ると共に、相互精神を高めるよう努め、公安及び公益を乱すことなく、暴力行為はいかなる場合も認めない。

- 2 犯罪行為に関することは、法律を尊重し、犯人を魅力的に表現したり、犯罪行為を認めない。
- 3 風俗に関することは、人命を尊重し、性に関する問題及び不健全な男女関係を魅力的に取り扱うことを避け、特に青少年の健全育成に努力する。

(表 現)

第5条 放送は全てわかりやすい表現を用い、言葉は原則として標準語とする。ただし止むを得ない場合に方言を用いるときは、その地方の人に反感又は不快感を与えるような表現は用いない。

- 2 町民に恐怖感、不安感又は不快感を与えるような表現は用いない。
- 3 放送の内容表現及び災害、気象通報については適正確実に取り扱う。

(広告等)

第6条 営業広告及び売名的宣伝を目的とする放送は、公共性等から勘案し、慎重に取り扱う。

第7条 放送が事実と相違していることが明らかになったときは、速やかに取り消し又は訂正する。

第三章 各種放送番組の基準

(教養番組)

第8条 教養番組は、一般的教養の向上を図り、出来る限りあらゆる階層の要望を満たして文化水準を高める。

2 社会的関心を高め、生活文化についての知識を深める放送とする。

第9条 教養番組は、放送の対象を明確にし、番組の内容がその対象を明確にし、番組の内容が、その対象にとって有益適切であり教育効果を高める。

2 放送を通じて教育の機会均等を図る

3 学校教育及び社会教育の基本方針に基づいて実施し、放送でよりよい学習効果が上がるように努める。

(報道番組)

第10条 言論の自由を尊重し、事実を速やかに報道する。

2 緊急的な放送は、緊急放送及び準緊急放送とする。

3 緊急放送の定義は、火災そのほか人命、財産に関するものをいう。

4 準緊急放送の定義は緊急放送以外で急を要するものをいう。

(娯楽番組)

第11条 健全なスポーツ精神を養い、体位の向上に役立つよう努める。

2 優れた芸能を取り上げ、情操を豊かにするよう努める。

3 家庭を明るくし、生活を豊かにする健全な娯楽を供給する。

(委任)

第12条 この放送番組の基準によるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年1月1日から施行する。